## 第10 簡易湯沸設備

## 1 用語の定義

- (1) 簡易湯沸設備とは、第3章第2節第11「給湯湯沸設備」. 2. (2). 第11-1表に掲げる入力12kW以下のものをいう。
- (2) 電気温水器とは、簡易湯沸設備のうち貯湯タンクを有し、貯湯タンク内の水をヒーターで加熱し蓄えておくことのできる設備をいう。

## 2 条例等の運用

条例・条則の運用にあっては、次による他、第3章第2節第11「給湯湯沸設備」、3を準用すること。

- (1) 第3章第1節第1「共通事項」(1.(8).(9).(11)を除く。)によること。
- (2) 電気を熱源とする簡易湯沸設備の特例

次のア又はイを満たす場合は、条例第22条の2を適用して、条例の規定を適用しないことができる。

ア 階段避難口に設置することのできる簡易湯沸設備

電気を熱源とする簡易湯沸設備から次の条件を満足するように設置した場合に適用する。

- (ア) 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)別表に適合する電気温水器で、入力の合計が5kW以下のものであること。
- (4) 電気温水器本体に過熱防止装置が設けられていること。
- (ウ) 設置場所の内装は、準不燃材料で仕上げられていること。
- (エ) 階段による2方向避難経路が確保されていること。
- イ 隠ぺい場所に設置することのできる簡易湯沸設備

天井裏・床裏等の隠ぺい場所には、原則として火気設備を設置できないが、入力10kW以下の電気温水器で、常時点検が可能な状態の場合に限り、洗面台及び流し台等の日常使用する什器の扉内に設置することができるものとし、可燃物等からの離隔距離については、条例第3条第1項第1号ハを適用し、製造者等の指定する数値以上の距離を保つこと。

また、上記の電気温水器でタンクの材質をステンレス製としたものに限り、什器以外の場所(壁体に組込み、扉を設け点検可能な状態の場合)にも設置することができる。